

令和2年11月4日

「日本遺産特設サイト制作・運営等業務」プロポーザルに関する
質問に対する回答

質問	回答
<p>(質問1) 琵琶湖疏水関連資料の調査業務について、関連資料の調査業務は企業団体からの情報の受付窓口と集約との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>(回答1) 業務内容は、標準仕様書の5(2)ア～オに記載のとおりです。</p>
<p>(質問2) アンケート・マーケティングデータ等、ご提供いただけるものがありましたらいただく事は可能でしょうか。</p>	<p>(回答2) 本業務に限定したアンケートやマーケティング調査は実施していませんが、琵琶湖疏水やびわ湖疏水船についての全般的な調査結果については、事業実施にあたり、提供いたします。</p>
<p>(質問3) 仕様書p4 (2) 琵琶湖疏水関連資料の調査業務 ウ 疏水記念館の学芸員が行う対象資料の内容確認のために必要な事前調整を行うとは具体的にはどのような調整になりますでしょうか。</p>	<p>(回答3) 対象資料の所有者との内容確認に係る日程調整などの事務を想定しています。</p>
<p>(質問4) 仕様書p5 (2) 琵琶湖疏水関連資料の調査業務 エ 対象資料が琵琶湖疏水関連資料として認められる場合の所有者から京都市上下水道局への当該資料の寄贈、寄託等に係る手続きを行うとありますが、具体的にはどのような手続き、手順とになりますでしょうか。</p>	<p>(回答4) 寄贈、寄託等に係る手続きとしては、所有者との連絡調整、寄贈、寄託等に係る書類の作成を想定しています。手順としては、当局の学芸員が対象資料を確認させていただき、価値が認められれば、所有者と連絡調整のうえ、書類の作成、取交し等を行います。</p>